

訪問看護ステーション アポロン 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、医療法人社団 健 社 会 が設置する訪問看護ステーションアポロン（以下「ステーション」という。）の職員及び業務管理に関する重要事項を定める事により、ステーションの円滑な運営管理を図るとともに、指定老人訪問看護事業並びに指定訪問看護事業及び指定介護予防訪問看護事業（以下「事業」という。）の適切な運営並びに利用者等に関する適切な指定老人訪問看護並びに指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という。）の提供を確保する事を目的とする。

(運営の方針)

第2条 ステーションは、訪問看護を提供することにより、家庭における療養生活を支援し、その心身機能の維持回復を目指し、生活状況の向上に努めるものとする。

2 ステーションは、事業の運営にあたって、島田市及びその周辺市町村の高齢者サービス調整チーム、地域包括支援センター等を活用し、関係市町村及び他の保健、医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めなければならない。

(事業の運営)

第3条 ステーションは、この事業の運営を行い、主治医の（老人）訪問看護指示書（以下「指示書」という。）に基づく適切な訪問看護の提供を行なう。

2 ステーションは、訪問看護を提供するにあたって、ステーションの保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士又は作業療法士（以下「看護師等」という。）によってのみ訪問看護を行なうものとし、第三者への委託によって行っ
てはならない。

(事業所の名称等)

第4条 訪問看護を行なう事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ①名 称 訪問看護ステーション アポロン
- ②所在地 静岡県島田市伊太 2170 番地の 1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 ステーションに勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

①管理者 1名（常勤 看護師兼務）

管理者は、所属職員を指導監督し、適切な運営事業が行われるように統括する。

②職員

- ・看護師（准看護師） 2. 5名以上（うち常勤1名は管理者兼務）

訪問看護師は、訪問看護計画書及び報告書を作成し、訪問看護を担当する。

- ・理学療法士及び作業療法士 若干名

理学療法士及び作業療法士は、訪問看護計画書及び報告書を作成し、訪問リハビリを担当する。

（営業日及び営業時間）

第6条 ステーションの営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- ①営業日は、通常月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月31日から1月3日までを除く。
- ②営業時間は、8時30分から17時30分までとする。
- ③夜間、土曜、日曜、祭日は電話対応とする。必要があれば訪問する。

（利用時間及び利用回数）

第7条 訪問看護の実施時間は、1回の訪問につき30分から1時間30分程度を標準とするものとする。

- 2 医療保険の利用者による訪問看護の利用回数は、1週3回を上限とする。ただし、末期の悪性腫瘍及び厚生労働大臣が定める疾病等の利用者については、そのかぎりではない。

また利用者の急性憎悪、末期癌以外の終末期等により、主治医から、一時的に週4日以上頻回の訪問看護が必要である旨、特別訪問看護指示書の交付を受けた場合はその交付日から14日以内は14日を限度として訪問看護ができる。

（訪問看護の提供方法）

第8条 訪問看護の提供方法は、次のとおりとする。

- ①利用者は、主治医に申し出て、主治医がステーションに交付した指示書により、訪問看護計画書を作成し、訪問看護を実施する。
- ②利用者又は家族からステーションに直接連絡があった場合は、主治医に指示書の交付を求めるよう指導する。
- ③利用者に主治医がいない場合は、ステーションから関係医師会あるいは関係市町村の高齢者サービス調整チームに調整等を求め、対応する。

(訪問看護の内容)

第9条 ステーションの訪問看護の内容は、次のとおりとする。

- ①病状・障害の観察
- ②清拭・洗髪等による清潔の保持、食事及び排泄等日常生活の世話
- ③褥瘡の予防・処置
- ④リハビリテーション
- ⑤ターミナルケア、認知症患者の看護
- ⑥療養生活や介護方法の指導
- ⑦カテーテル等の交換・管理
- ⑧その他、医師の指示による診察の補助

(緊急時における対応方法)

第10条 看護師等は、訪問看護実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医へ連絡し、適切な処置を行うものとする。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な処置を講じるものとする。

- 2 看護師等は、前項についてしかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(通常の業務の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域は、島田市内とする。

(衛生管理等)

第12条 事業所は、訪問看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

- 2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(身体拘束等の禁止)

第 13 条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状態並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(利用料)

第 14 条 ステーションは、法定代理受領サービスに該当する事業を提供した際には、利用者から利用料の一部として、居宅介護サービス費用基準額からステーションに支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受ける。

また、健康保険法第 44 条の 4 第 4 項（この規定を準用し又は例による場合も含む。）に規定する厚生労働大臣が定める規定により算定した費用の額から訪問看護療養費又は家族訪問看護療養費として支給される額に相当する額を控除した額の支払いを、利用者から受けるものとする。

2 ステーションは、基本利用料のほか、その他の利用料として次の各号に掲げる金額の支払いを、利用者から受けるものとする。

1) 訪問看護の提供以外のサービスに要する費用

(1) 交通費

公共交通機関を使用した場合は実費とする。

自動車を使用した場合は以下のとおりとする。

①介護保険において、通常の事業の実施地域を越えた場合は、その越えた地点より 1 k mにつき 100 円とその消費税

②医療保険において、ステーションから片道 10 kmを越えた地点より 1 k mにつき 100 円とその消費税

(2) オムツ代等日常生活上必要な物品の提供費用 実費相当額

(3) 死後の処置料 11,000 円とその消費税

3 ステーションは、訪問看護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族等に対し、基本利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に関して説明を行い、その理解を得なければならない。

4 ステーションは、利用者から利用料の支払いを受けたときは、基本利用料とその他の利用料について、個別の費用ごとに区別して記載した領収書を交付する。

(その他の運営についての留意事項)

第 15 条 ステーションは、社会的使命を十分認識し、職員の資質向上を図るため研究、研修の機会を設け、また、業務体制を整備する。

2 職員は業務上知り得た秘密を保持する。

3 ステーションは、訪問看護に関する記録を整備し、訪問看護完結の日から 3 年間保管しなければならない。

4 事業所は、適切な指定訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問看護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化の必要な措置を講じるものとする。

5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人社団 健社会が定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 12 年 3 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 19 年 12 月 20 日から施行する。

この規程は、平成 25 年 11 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 26 年 1 月 20 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 11 月 1 日から施行する。

この規程は、令和元年 12 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。